# 八千代市指定下水道排水設備工事業者申請注意事項

## 1. 指定排水設備工事業者の資格要件

- 1 八千代市の指定排水設備工事業者の指定を受けるためには、次の資格要件が必要です。≪八千代市下水道条例施行規程(以下「規程」という。)第11条≫
  - (1) 千葉県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する下水道排水設備工事責任技術者 認定試験に合格し、協会に登録した者(以下「責任技術者」という。)が1名以上専属 していること
  - (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
  - (3) 千葉県内に営業所があること
  - (4) 次の各号のいずれかにも該当しないこと
    - ア 工事業者(法人にあっては代表者)が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
    - イ 工事業者(法人にあっては代表者)が、責任技術者としての登録を取り消されてから 2年を経過していない場合
    - ウ 工事業者が、第18条の規定によりその指定を取り消されてから2年を経過していない場合
    - エ 工事業者(法人にあっては代表者)が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
    - オ 工事業者が法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者が いる場合
- 2 工事業者が前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定排水設備工事業者の指定を受けることはできません。

#### 2. 指定下水道排水設備工事業者の申請

下水道排水設備工事業者として指定を受けようとする者は、下水道排水設備工事業者指定申請書(第9号様式)に添付書類を添えてファイル綴じにして2部(正・副)提出してください。

#### 【下水道排水設備工事業者指定申請書(第9号様式)】記入事項

- ① 申請者の住所、名称、氏名
- ・個人の場合 住民登録されている住所、名称、氏名を記載し、押印(印鑑登録印)する。
- ・法人の場合 営業所の所在地、商号、代表者氏名を記載し、社印及び代表社印を押す。

- ② 営業所の所在地、商号等
- ・個人の場合 名称 営業所の所在地 郵便番号 氏名 電話番号 FAX 番号
- ・法人の場合 商号 営業所の所在地 郵便番号 代表者氏名 電話番号 FAX 番号
- ③ 申請の種類 (1) 新規 ・・・・ 初めての時に○で囲む。
  - (2) 継続 ・・・・ 更新の時に○で囲む。
- ④ 営業種目 主に行っているものを記入してください。
- ⑤ 添付書類 1部は正本で原本、もう1部は副本でコピー可
- □ 住民票の写し
- ・個人の場合 居住している市町村において3か月以内に発行された住民票の抄本
- ・法人の場合 会社代表者が居住している市町村において3か月以内に発行された住民票 の抄本

# □ 身分証明書

- ・個人の場合 本籍地の市町村において3か月以内に発行された成年被後見人若しくは被 保佐人又は、破産者でないことを証する身分証明書
- ・法人の場合 会社代表者の本籍地の市町村において3か月以内に発行された成年被後見 人若しくは被保佐人又は、破産者でないことを証する身分証明書

#### □ 履歴書

- ・個人の場合 市販のものを使用して写真を貼付
- ・法人の場合 会社代表者個人履歴書を市販のものを使用して写真を貼付

### □ 定款

- ・個人の場合 必要なし
- ・法人の場合 定款の写し(ただし,原本と相違ないことを証明する印鑑が必要)
- □ 納税証明書(3か月以内に発行されたもの)
  - ・個人の場合 〈国 税〉居住している管括の税務署において発行された納税証明書 (その3の2・未納税額のない証明用)
    - 〈市県民税〉居住している市町村において発行された納税証明書 (市県民税)
  - ・法人の場合 〈国 税〉営業所の所在する税務署において発行された納税証明書 (その3の3・未納税額のない証明用)
    - (県 税)営業所の所在する県税事務所において発行された納税証明 書(法人事業税)
    - 〈市 税〉営業所の所在する市町村において発行された納税証明書

## (法人市民税)

П	工事	用:	機械	器	具	目	録

様式は規定していないので下水道排水設備工事に必要と思われる機械器具目録を作成してください。

#### □ 資産証明書

- ・個人の場合 営業所及び居住している市町村の資産税担当課で発行する営業所及び住 居の土地・建物の評価証明。借家については、賃貸借契約書の写し
- ・法人の場合 営業所の所在する市町村の資産税担当課で発行する営業所居の土地・建 物の評価証明。借家については、賃貸借契約書の写し 会社代表者所有の場合は、代表者個人の土地・建物の評価証明

# □ 責任技術者名簿

名簿に、氏名・住所・性別・在職年数・責任技術者番号(4桁-6桁)

## □ 責任技術者雇用証明書

- ・個人の場合 必要なし
- ・法人の場合 様式は規定していないので、**雇用証明書**と題して、会社名称・住所・代表者氏名を記載し、社印・代表社印を押印したうえ、責任技術者の氏名・住所・性別・在職年数を記載し、現在も責任技術者として雇用している旨を記載してください。

なお、組合等の健康保険被保険者証の写しでも可。

### □ 商業登録簿謄本

- ・個人の場合 必要なし
- ・法人の場合 所管する地方法務局で、3か月以内に発行された商業登記簿謄本。
- □ 営業所平面図·写真

営業所の平面図に外観・内部及び資材置場等の写真を数枚添付してください。

□ 営業所付近の見取図

できるだけ詳しく記入してください。

□ 責任技術者証

専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(協会発行)の写し

□ 従業員名簿

名簿には、氏名・住所・性別・在職年数・職種を記入してください。

### 3. 指定の有効期間

指定排水設備工事業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、これを短縮することができる。(指定期間は、<u>指定業者の雇用する専属の排水設備責任技術者のうち,最も資格有効期間が長い者の有効期限</u>をもって指定期間とします。)

### 4. 指定の更新

指定排水設備工事業者が引き続き、その指定を受けようとするときは、<u>指定の有効期間の満</u> <u>了する日の2か月前まで</u>に、下水道排水設備工事業者指定申請書を2部、八千代市事業管理者 に提出してください。

申請書に添付する書類については、「2.指定下水道排水設備工事業者の申請」を準用する。

#### 5. 指定の辞退及び変更の届出

指定排水設備工事業者は、指定排水設備工事業者としての営業を廃止若しくは、休止しようとするときは、直ちに下水道排水設備工事業者指定辞退届(第11号様式)を八千代市指定下水道排水設備工事業者証とともに提出してください。

また、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに**名称等変更届(第12号様式)** に下記の添付書類を添えて提出してください。

# a. 商号又は名称を変更したとき

①商業登記簿謄本 ②定款 ③指定証の写し

# b. 代表者に異動があったとき

- ①商業登記簿謄本 ②代表者履歴書(写真貼付) ③身分証明書 ④住民票(代表者)
- ⑤指定証の写し

#### c. 営業所を移転したとき

- ①商業登記簿謄本 ②新規営業所の案内図, 平面図, 見取図 ③資産証明書(賃貸借契約書)
- ④新規営業所の外観及び内部写真 ⑤指定証の写し

#### d. 専属する責任技術者に異動(雇用・退職等)があったとき

①責任技術者証の写し ②雇用を証明する書類(健康保険証の写しなど)※退職分は不要

## 6. 登録手数料

指定排水設備工事業者の指定申請をするときは、新規の場合は20,000円,更新の場合は10,000円の申請手数料が必要となりますので、持参してください。

# ≪問い合わせ先≫

八千代市上下水道局 給排水相談課 給排水班

住 所 八千代市大和田新田312-5

電 話 047-483-6156

FAX 047-483-6111